

高浜市 I T 工房「くりっく」
指定管理者候補者選定結果

(平成 20 年 10 月 29 日)

「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項による公の施設の指定管理者の指定にあたり、「高浜市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（平成15年高浜市条例第29号）第4条の規定に基づき高浜市指定管理者選定評価委員会を設置及び開催し、高浜市IT工房「くりっく」の指定管理者の候補者を選定したので、その選定結果を公表します。

今後の予定としては、平成20年12月市議会において指定管理者の指定について議決を経て、平成21年4月1日から開始する予定です。

1. 経過

- 1) 平成20年10月16日 第1回指定管理者選定評価委員会開催
- 2) 平成20年10月17日 募集要項提示
- 3) 平成20年10月29日 第2回指定管理者選定評価委員会開催

2. 指定管理者の公募

「指定管理者制度導入に関する基本方針」（平成17年7月22日策定）に基づき、以下の理由により非公募としました。

- 1) 地域の活力を積極的に活用した管理運営を行うことにより、サービスの向上や効率化又は地域の活性化が図れるなどの事業効果が相当程度期待できる地域密着型の施設において、地域の住民等により構成される団体を指定する場合
- 2) 施設の管理運営を行わせるために市が団体等に働きかけを行った結果設立されたNPO法人を、当該施設の指定管理者として指定する場合

3. 選定方法

指定管理者選定評価委員会において、高浜市IT工房「くりっく」に係る指定管理者制度の基本方針及び施設概要を説明し、選定基準、採点方法、ヒアリング項目などを検討のうえ、選定基準を策定しました。

また、委員長他5名の委員※で選定基準に基づく審査を行い高浜市IT工房「くりっく」の性格、規模、機能を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成し、質の高いサービスが提供可能か審査しました。なお、審査にあたり、第2回選定評価委員会開催当日に、応募団体によるプレゼンテーション、質疑応答を行い、提案内容の審査を行いました。

※委員総数は9名であります。都合により、審査当日3名欠席となったため。

4. 高浜市IT工房「くりっく」指定管理者選定候補者名

- 1) 特定非営利活動法人くりっく高浜
イ. 所在地 高浜市清水町二丁目6番地8

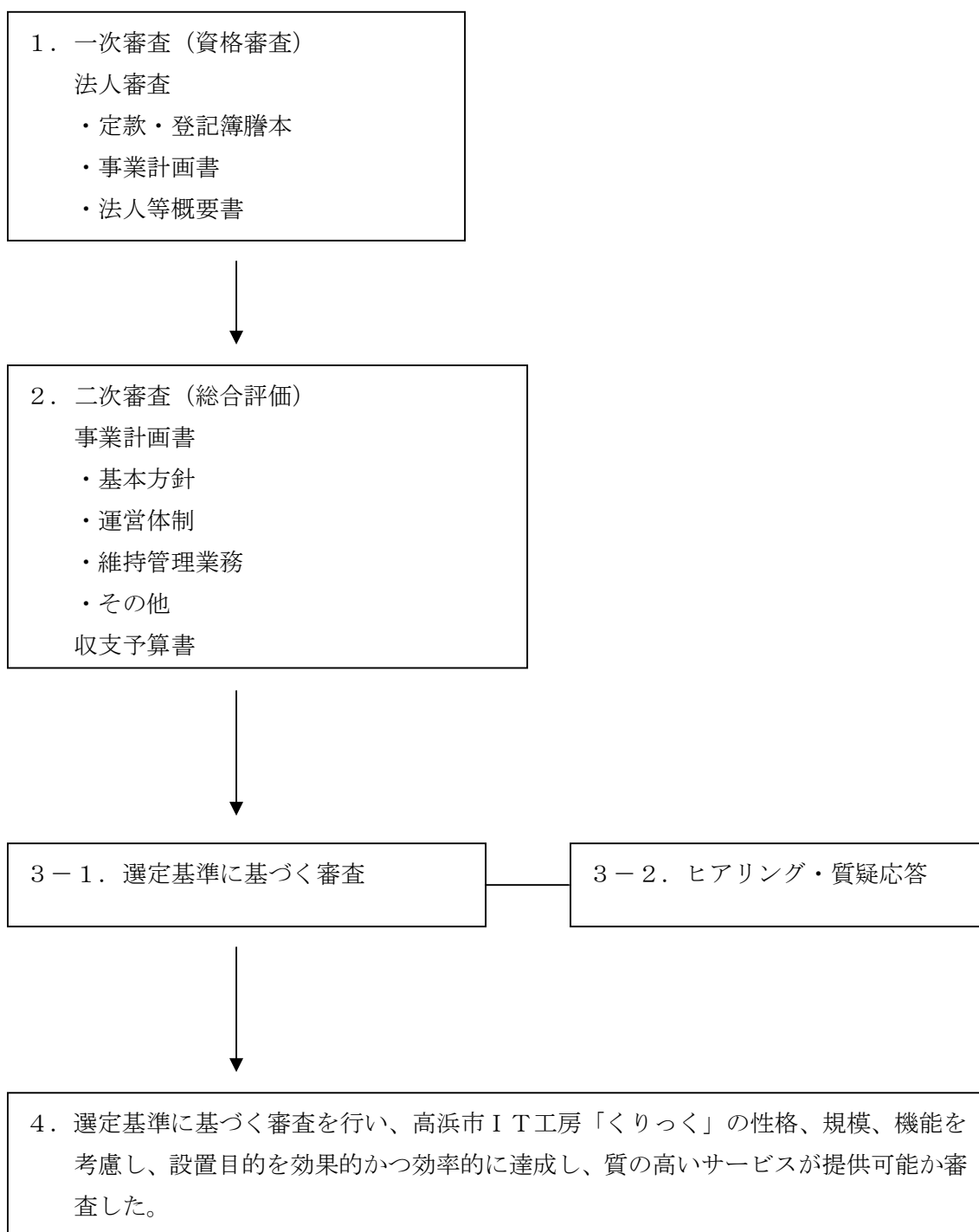
ロ. 主な経歴

- ・法人設立年 平成17年 5月
- ・事業経歴 平成13年10月 高浜市IT工房「くりっく」の運営を手伝う
任意ボランティア団体として発足
平成17年 5月 特定非営利活動法人くりっく高浜設立
平成18年 4月 高浜市IT工房「くりっく」指定管理者

2) 選定理由

審査基準に基づき、運営方針、運営体制、事業計画等の選定基準項目により、提案内容について採点を行った結果、519点（600点満点）の評価が得られたため。

高浜市 I T 工房「くりっく」管理運営事業提案書に対する審査について



高浜市介護予防拠点施設指定管理者選定評価委員会

(敬称略)

役 職 名 等	委 員 名
介護保険審議会会長、日本福祉大学教授	野口 定久
高浜市医師会長	猪塚 憲機
衣浦東部保健所健康支援課長	野場 洋子
介護相談員	角谷 式男
民生児童協議会会長	深谷 幸男
いきいきクラブ連合会会長	石川 満清
高浜市副市長	後藤 泰正
高浜市教育委員会教育長	岸本 和行
高浜市行政管理部長	岸上 善徳